

パーリア制から征服へ

—中世盛期スペインにおける両社会(封建社会・アンダルス社会)の融和と軌轢—

黒田祐我 (早稲田大学・院・博士後期課程)

本報告の主たる対象は、中世盛期(11~13 世紀)カスティーリャ・レオン王国における、いわゆる「レコンキスタ」と呼ばれている政治・軍事運動である。同現象は、スペイン国民国家形成への一大事業と位置づけられてきたこともあって、日本はもとより、スペインをはじめとする欧米諸国においてすら、近年に至るまで事跡史、そして何よりも宗教的対立の観点から解釈され続けてきた。このようなかつての研究事情を踏まえた上で、本報告の主眼は、同運動を、宗教的相違をも包括した上での広義での社会的現象と位置づけ、これまでとは異なる「レコンキスタ」像を描くことに置かれた。特に近年、フランス・スペイン学界で進展の著しい封建社会論¹、そしてギシャール学派により提唱されている社会的断絶rupture sociale 論²の両成果を踏まえ、中世盛期における軍事貢納金制度であるパーリア制、征服活動、そして征服後の状況の再定義を行うことに力点を置くこととしたい。

まず上記のパーリア制、征服活動が、中世盛期を通じて全く同じ経緯、メカニズムを経て締結、あるいは進展していった事を確認した。

パーリア制に関して。スペイン歴史学の権威の一人サンチェス・アルボルノス、そして彼の弟子グラソッティによる見解、そして 11 世紀に限ってではあるが、より包括的に概観したナバーラ・アラゴン史学の泰斗ラカーラの研究以降、特に注目されてこなかったという点を確認しておきたい³。報告者は、中世盛期全体の史料をできる限り検討したうえで、パーリア制は、「消極的」と呼びうる契約関係と「積極的」なその 2 つに分けられうるのではないかという仮説を提示した。「消極的」パーリア制とは、まさに一時的な休戦を得るためにアンダルス(イスラーム・スペイン)為政者がキリスト教徒為政者に支払う貢納金であり、一般的な同制度の定義となっているものである。しかし「積極的」パーリア制とは、金銭の支払いを軍事力確保のための手段として活用することで、アンダルス為政者が自らの勢力拡大に利用する、より同盟協力関係に近いものであった。この 2 類型が中世盛期を通じて並存していくこととなるわけである。なお、政治情勢に応じて、前者から後者への、もしくはその逆のベクトルが作用することも十分に起こり得たことであろう。

次に征服活動に関して。スペイン史上では 1085 年のトレード征服時にとられた「寛容」な措置がとみに有名であろう。とはいえ報告者のみるところ、この点でも中世盛期における征服活動を類型化することが可能である。第一に、略奪遠征の延長線上に位置づけられる「攻撃のみによる征服」である。この場合当該地住民は奴隷化もしくは殺害の憂き目を免れ得なかった。第二に、包囲戦の後、協定(pacto, pleitesia)を介し降伏し、生命を保証された上で退去を許可される例。状況に応じて、財産・武器を伴っての退去も認められている。有名な例としては 13 世紀におけるコルドバ(1236 年)、セビーリャ(1248 年)両都市の征服を挙げることができる。そして第三に、協定を介しての降伏の後、財産・土地所有権、自治権を伴な

った残留が認められる例。上記のトレード征服をはじめ、ムスリムによる「自発的」な降伏の際には、この類型による征服が実施されているとみてよく、12、13世紀のアンダルシア地域、本報告の直接の対象ではないが、11、12世紀におけるエプロ川流域、13世紀におけるバレンシア地域でも多くの事例が確認される。そして上記3類型のすべてが、中世盛期を通じて存在している。ここでも、パーリア制と同様、征服行為の実態は質的な変化を被ってはいない。ここから考えられることは、11世紀、すなわちあらゆる意味において両者の接触が恒常化し始める時点で、パーリア制という軍事契約のための、そして征服行為のための指針が示され、これが13世紀に至るまで継承されつづけたのではないかということである。この点に関し、12世紀半ばから後半にかけ、既に十字軍思想が流入していたにもかかわらず、そして実際に大規模戦争の多くは教皇からの十字軍特権を得ていたにもかかわらず、キリスト教徒の、異教徒たるムスリムへの眼差しが変化しなかったという点は注目されてよい⁴。

これまでは主にキリスト教徒側からの二現象(パーリア制・征服活動)の再解釈を行ってきた。しかしパーリア制、征服活動の真の意義を探るには、アンダルス社会側、キリスト教徒社会側双方からの視角が必要不可欠である。

そこで、当時のカスティーリャ・レオン王国社会を「南仏・地中海型封建社会」の一類型と、そしてアンダルス社会をギンシャールが言うところの「租税社会」として、別々の構造を持つ社会と捉え、この両社会が接触することで生じた上述の二現象の再定義を試みた。

上記の視座に立った場合、「弱い」王権と「強い」封建貴族から構成されるキリスト教諸国にとってパーリア制は、貢納金(パーリア)を家臣に分配することで前者の権威を保つと同時に、皮肉なことに後者を富ませ王国内的不安定さを招来する可能性をも含む現象であった。事実、11世紀から13世紀にかけて、パーリア制の崩壊が、即座に封建貴族同士の、さらには王権との対立を招いていたことは間違いない。カスティーリャ・レオン王国の歴史の中で、内的混乱期とされている時期は、まさしく大規模なパーリア制収入の途絶後となっている(11世紀末から12世紀初頭、12世紀半ば、そして13世紀後半の「大征服」後の時期)。ここでもう一つ指摘しておくべき興味深い事実は、パーリア制自体が必ずしも王権の下で掌握されていたわけではなく、同制度の枠組み内で、封建貴族が独自の主導権を持ち活動し、その結果、王権の意図と一致しないことすらあり得たということである。なお、現在把握している事例は、11世紀におけるエル・シッド、ガルシア・オールドーニェスらの動きに限られており、今後より綿密に史料と対峙していかなければならない。さて、それと同時にパーリア制は、封建貴族にとってはアンダルス社会との個人的関係を築くことにも繋がり得、王権との軋轢が生じた際に亡命の手段ともなりえた。しかしそれでも全体として見た場合、カスティーリャ・レオン王国のアンダルスに対する軍事的優位は、既に11世紀の段階で達成されていたのであろう。他方、当時の西欧社会において戦争を生業とした封建貴族に相当する層を全く欠き、またジハード(聖戦)思想を社会に組み込むことにすら失敗したアンダルス社会は、恒常的な軍事的資源の欠乏に悩まされていた。この意味でパーリア制は、アンダルス社会に、金銭を引換としてキリスト教徒兵士を「雇用」する機会を提供した。パーリア制は、これまで指摘されてきたように、キリスト教諸国に対しての消極的、受動的な反応であるとともに、キリスト教徒勢力と休戦、そして同勢力から軍事援助を獲得し、アンダルス社会内での権力拡大を遂行するための手段でもありえた。

1085年のトレード以降本格化する征服活動もまた、パーリア制と同じベクトルの延長線上に置くこと

ができる。つまりは、全体としての封建社会の維持、王権にとってはその中での自らの権威維持のために、直接の土地征服に着手する動きこそ、征服活動であった。ターイファ(群小諸王国)単位、さらには農村共同体(*qarya*)単位で分立する傾向の著しかったアンダルス社会は、この「暴力」に抵抗する術を持ち得なかった。しかしそれでもアンダルス社会は同「暴力」の中での生き残りを図っていき、時には「自発的」な接近を望み、「寛容」な降伏協定へと結実していく。史料に僅かながら表出している農村共同体単位でのパーリア制締結、そして「自発的」降伏が、上記の流れを垣間見させてくれている。

なお、封建社会たるキリスト教諸国とアンダルス社会とのパーリア制を含む休戦、軍事援助関係、そして征服行為自体に至るまでの原則は、イスラームで規定されているところのそれ、具体的には当時のマグリブ・アンダルスで支配的であったマールク *mālik* 派原則であったことは間違いない。社会構造が劇的に異なりつつも、両社会間での比較的「温和」な接触を可能たらしめたもの、それこそキリスト教徒側による同原則の受容にあった⁵。

しかしながら、征服後に残留を許可されたムスリムではあったが、多くの場合、征服後に軋轢が生じている。これはどのように説明されるのか。最も著名な例として、1085年、征服直後のトレードで生じた大モスク接収事件を挙げることができる。先行研究は、同接収事件を、スペインに移住し同地の「寛容精神」を理解しえないフランス人、具体的には王妃コンスタンスと首座大司教となるクリュニー出身の修道士ベルナルの共謀による「宗教的不寛容」の発露ととらえてきた。しかし報告者は、この軋轢もまた、いわゆる宗教的対立の産物のみでは説明できないと捉えている。いまだ多くの点で仮説段階ながら、まず報告者は、征服後の当該地域に関与しうる要素として、以下の四つを挙げた。すなわち、王権の思惑、所領授与の結果として介入してくる聖俗封建貴族の思惑、フエロ(入植特許状)に基づき入植してくるキリスト教徒入植者の思惑、そして降伏協定に基づき残留しようとするムスリム(後のムデハル)の思惑である。第一に王権の思惑自体、既に相矛盾したものであった。13世紀に文書の形で残されるレパルティエメント(土地分割)に則り、中小土地所有者層の確保を目指す一方で、軍事的奉仕を担った封建貴族層への土地分与も考慮せねばならず、さらに辺境防備をも整えつつ、残留ムスリムの利害にも配慮する必要があったからである。第二に聖俗封建貴族は、所領拡大を志向し、当然ながら残留ムスリム、入植キリスト教徒中小土地所有者、さらにはその背後に存在する王権との衝突を招きえた。第三にキリスト教徒入植者も決して一枚岩ではなく、後に都市寡頭層を形成していく富裕層は、王権による庇護を得て排他的な支配を構築しようと画策していく。そして第四に残留ムスリムは、降伏協定に記されていた特権の遵守を望み、時に王権への陳情に訴えることもあった。これに、ムスリム治下アンダルスからの様々な「圧力」が加わり、当該地域の諸状況を規定していたのではなかろうか。

いまだ暫定的ながら、本報告の結論は以下のとおりである。

「レコンキスタ」を主軸として語られる中世盛期スペイン史の背後に、まずはアンダルス社会と封建社会の、そしてキリスト教諸国内において王権をはじめとする諸力のせめぎあいが存在し、全体として複合的・重層的な形で利害関係が錯綜していた。この中で王権は、「レコンキスタ遂行の主」としてこれまで主張されてきたほど強固な権力を行使しえなかったのではないか。報告後の討論での指摘にもあったように、大原氏の対象とする儀礼に彩られた中世後期王権、そして坂本氏の対象とする「絶対主義的」近世王権と比較した場合に、中世盛期の王権はどこに位置づけられるのであろうか。これは今後の課題としてお

きたい。

二社会の相違が、共通の政治・軍事的規則に則り行動した結果、パーリア制、「寛容」な征服活動という一種の融和を生み出す同時に、征服後に生じる軋轢をも生み出しえた。しかし、ここでの軋轢とは、宗教の違いのみに起因する性質のものではない。

中世盛期スペイン史の一大テーマである「レコンキスタ」の歴史的意義は、「敵」であるアンダルス、「味方」である他のキリスト教諸国、そして自国内の諸要素を総合したうえで初めて明らかになりうるという意味で、本報告はその再解釈へ向けての出発点を為すものである。

¹ 1978年於ローマコロキウム*Structures féodales et féodalisme dans l'occident méditerranéen(Xe-XIIIe siècles) ~bilan et perspectives de recherches(école française de Rome, 10-13 octobre 1978)*~, Paris, 1980での議論を出発点として、*En torno al feudalismo hispánico (I Congreso de Estudios Medievales)*, Avila, 1989で更に包括的に論じられてきている。カスティーリャ・レオン王国に関する封建社会論の現時点での一つの到達点は、Mínguez Fernández, J. M., *La España de los siglos VI al XIII, guerra, expansión y transformaciones: en busca de una frágil unidad*, 2ed., San Sebastián, 2004であろう。彼は、11世紀のいわゆる「封建革命」に相当する現象が既に10世紀後半から生じ、11世紀前半の時点で完全に臣従関係、土地制度の封建化が成立していたと見做す点で独特である。現在は若干の修正が加えられてきているものの、いまだ有力な仮説であることに間違いはない。

² アラブ学者であった彼は、1970年代以降、様々な学術雑誌紙上で自論を構築していくが、その完成形はGuichard, P., *Les musulmans de Valence et la Reconquête : XIe-XIIIe siècles*, Damas, 1990-1991である。彼の論の特徴としては、キリスト教徒・ムスリム双方の史料を網羅的に利用してアンダルス社会像を描く点、理論的枠組みを提供するものとして人類学を援用する点、そして彼自身の主導権により進展した中世考古学の成果を大いに利用する点が挙げられる。彼は結論として、「バレンシア・アンダルス社会は相当の自治権を行使しうる農村共同体qaryaが分立し、国家との接点は租税の徴収と一時的な軍事的保護に限られていた。ゆえに西欧社会におけるところの領主制の入り込む余地が存在しない。征服後のキリスト教徒支配の開始に伴ってはじめて、封建社会の論理が輸入されたという意味で、征服前と征服後に劇的な社会的断絶が存在する」と主張する。その論の過激さゆえに、スペイン国内のアラブ学者やアメリカの著名な学者バーンズと幾度も対立を繰り返している。他方で、多くの支持者を得、彼らは同様の研究手法により各地で類いの成果を提示してきてもいる。とはいえ、近年の彼の見解(2002)は微妙に「温和」になってきている。この意味では、彼を取り巻き、相対立してきた諸見解を統合して再考しうる土壌が整いつつあるともいえる。なおこの点に関しては、現在別稿を準備中である。

³ Grassotti, H., "Para la historia del botín y de las parias en León y Castilla", *Cuadernos de Historia de España*, 39-40 (1964), pp.43-132.; Lacarra, J. M., "Aspectos económicos de la sumisión de los reinos de taifas(1010-1102)", in *Colonización, parias, repoblación y otros estudios*, Zaragoza, 1981, pp.41-76の二論考が最も重要である。11世紀パーリア制に関しては、拙稿「11世紀イベリア半島における政治状況 - パーリア制を手がかりに -」『西洋史論叢』26(2004), pp.1-13.; 「11世紀スペインにおけるパーリア制再考」『西洋史学』216 (2005), pp.24-44も参照のこと。

⁴ この点に関しては拙稿「中世スペインにおける対ムスリム認識～12世紀前半期カスティーリャ・レオン王国を中心として～」『スペイン史研究』20(2006), pp.15-29を参照のこと。

⁵ Maíllo Salgado, F., "La guerra santa según el derecho málíki. Su preceptiva. Su influencia en el derecho de las comunidades cristianas del medioevo hispano", *Studia Historica. Historia Medieval.*, 1 (1983), pp.29-66.